

ほけんだより

# すこやか

杉並区立桃井第三小学校 保健室

令和5年5月19日

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、5月8日から出席停止等が変更になりました。下の表をご確認ください。また、今後とも、ご家庭でのお子さんの心や体の健康観察や健康管理の継続をお願いします。

## ★健康観察フォームについて

継続	<input type="radio"/> 8:10までに、お子さんの健康状態と出欠席・遅刻を入力・送信 ・送信後に変更があれば再送信 <input type="radio"/> 8:25以降に再送信した場合は、学校へ電話連絡
変更	<input type="radio"/> 学校の休業日は送信不要 ・学校の休業日に体調不良等があった場合は、次の学校がある日に詳細や受診結果等を入力・送信

## ★新型コロナウイルス感染症の扱いについて

診断	本人が診断を受けた場合や自己検査で陽性の場合は、すぐに学校へお知らせください。
出席停止期間	<b>発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで</b> <b>ただし、発症した日や、症状が軽快した日を0日として翌日から起算</b>  ※症状の軽快とは、解熱剤を使用せずに平熱に下がっている、呼吸器症状が改善傾向等です。 ※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
登校届	<input type="radio"/> 登校時に保護者が記入する「新型コロナウイルス感染症用の登校届」が必要 ・出席停止解除後の、登校を再開する日にお子さんに持たせてください。 ・本校のホームページから印刷できます。家庭で印刷できない場合はお知らせください。

## ★体調管理・欠席の扱いについて

本人が発熱等の体調不良 →受診をお願いします。 受診結果をお知らせください。	受診結果、杉並区の「学校において予防すべき感染症」に診断された場合（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等）	出席停止
	・受診結果、杉並区の「学校において予防すべき感染症」以外の診断の場合（かぜ・溶連菌感染症等） ・受診しなかった場合	欠席
同居家族が 新型コロナウイルス感染症	学校に状況をお知らせください。	
同居家族が発熱症状	本人に症状がなければ登校可能です。休む場合は欠席	

※「学校において予防すべき感染症」の種類や、杉並区の出席停止の扱いは本校のホームページにも載せてあります。ご確認ください。

杉並区内では、5月もまだインフルエンザによる学級閉鎖が続いています。校内では発熱や胃腸炎の症状の児童が出ています。発熱や咽頭痛、咳、嘔吐、下痢などの体調不良時は無理に登校せず休養し、かかりつけ医に受診をお願いします。

なお、熱中症や事故防止にも家庭と連携した健康観察が重要ですので、引き続き健康観察フォームの送信をお願いします。